

改正

平成15年3月31日規則第25号

平成18年3月27日規則第8号

平成24年3月30日規則第12号

平成30年3月30日規則第13号

都市計画審議会規則

(趣旨)

第1条 都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営については、都市計画審議会条例（平成12年角田市条例8号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集等)

第2条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の日の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。

(欠席等)

第3条 委員、臨時委員及び専門委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、条例第3条第1項第3号につき任命された委員にあつては、代理者を出席させることができる。

(審議の方法)

第4条 議案が都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第19条第1項に係るものである場合における審議の方法は、最初に関係職員に議案の概要及び法第17条第2項の規定による意見書の提出がある場合は、その要旨を説明させ、次に委員がその議案について討議し、最後に表決に付することによって行う。

(専門委員)

第5条 専門委員は、会議に出席し、議長の許可を得て、又は議長の求めに応じて、意見を述べ、又は説明することができる。

(委員以外の出席)

第6条 議長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて

意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、審議会の会議において非公開とすることに決定された議案についての審議等を行うとき、及び議長が特に必要と認めるときは、非公開とする。

(議事録)

第8条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員2人がこれに署名するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職氏名
- (4) 議事日程
- (5) 議事の経過及び結果
- (6) その他議長が必要と認めた事項

(庶務)

第9条 この審議会の庶務は、産業建設部都市整備課で所掌する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第25号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第13号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。